

国民健康保険からのお知らせ

70歳未満のかたへ
高額療養費の自己負担限度額が変更になります

【平成 26 年 12 月診療分まで】

区分	総所得金額等※1	自己負担限度額	4 回目以降※2
A	600 万円を超える	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 %	83,400 円
B	600 万円以下 (C を除く)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
C	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

【平成 27 年 1 月診療分から】

区分	総所得金額等※1	自己負担限度額	4 回目以降※2
ア	901 万円を超える	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
イ	600 万円を超え 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
ウ	210 万円を超え 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
エ	210 万円以下 (オを除く)	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※1 総所得金額等とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得金額のことです。

※2 過去 12 か月で高額療養費の支給が 4 回以上あった場合、「4 回目以降」の金額が適用となります。

医療費が高額になったとき：
高額療養費制度があります

1 か月の医療費が一定の額（自己負担限度額）を超えたときは、申請により超えた分が高額療養費として支給されます。該当になる場合は通常 3 か月後に通知が届きますので、忘れずに申請してください。なお、申請には領収書が必要です。必ず保管しておいてください。

医療費が高額になることが
あらかじめ予想されるとき：
限度額適用認定証を
ご利用ください

医療費が高額になった場合、一時的な支払いは大きな負担となります。しかし、事前に医療機関に「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

●限度額適用認定証の発行

申請が必要です。限度額適用認定申請の対象となるかたは、70 歳以上 75 歳未満で住民税非課税のかた、若しくは 70 歳未満のかたです。市役所で随時受け付けていますが、国民健康保険税に滞納がある場合は、交付できません。

※必要なもの
・世帯主の印鑑
・本人確認書類
(運転免許証等)

国民健康保険税は必ず
納期限までに納めましょう！

◆国保の医療費は「国民健康保険税」が支えています

国民健康保険税は、病気やけがなどのときにかかる医療費の大切な財源です。みなさんが納める国民健康保険税により、大きな病気やけがをしたときでもすべての人が安心して医療を受けることができます。

◆国民健康保険税を納めるのは世帯主です

世帯主本人が国保に加入していない場合でも、同一世帯に国保に加入しているかたがいる場合、世帯主が納税義務者となります。この場合、世帯主の所得などは、所得割などの計算には含まれていません。

納税通知書は世帯主あてにお届けしていますので、ご確認をお願いします。

世帯主が
社会保険の場合でも
国民健康保険税の
納税義務者は、
世帯主となります。

(例)
世帯主(社会保険本人)
妻(社会保険扶養)
子(国民健康保険)

◆納税は口座振替のご利用をお願いします

納め忘れがないように、簡単に便利な口座振替をおすすめします。

申し込み方法：通帳と印鑑(通帳届け出印)を持って市内の金融機関の窓口へお申し込みください。

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線 1732